

議案第48号

多可町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

多可町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和6年6月4日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町農業集落排水処理施設条例（平成17年多可町条例第188号）の一部を次のように改正する。

別表中「

加美北地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区奥豊部250番地	門村、杉原、奥豊部の内 処理場に排水可能な地域
多田地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区多田20番地 1	熊野部、多田の内 処理場に排水可能な地域

」を「

加美北地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区奥豊部250番地	門村、杉原、奥豊部の内 処理場に排水可能な地域
---------------------	----------------	----------------------------

」に改め、「熊野部」の次に「、多田」を加える。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。

多可町農業集落排水処理施設条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	処理場の位置	処理区域	名称	処理場の位置	処理区域
(略)			(略)		
加美北地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区奥豊部250番地	門村、杉原、奥豊部の内 処理場に排水可能な地域	加美北地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区奥豊部250番地	門村、杉原、奥豊部の内 処理場に排水可能な地域
多田地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区多田20番地 1	熊野部、多田の内 処理場に排水可能な地域			
二宮地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区西脇18番地	熊野部、奥荒田、的場、寺 内、西脇の内 処理場に排水可能な地域	二宮地区 農業集落排水処理施設	多可町加美区西脇18番地	熊野部、 <u>多田</u> 、奥荒田、的 場、寺内、西脇の内 処理場に排水可能な地域
(略)			(略)		